

# 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)

2010年9月改定

## 「海外旅行保険」をご契約いただくお客さまへ

AIU保険会社  
エイユー インシュアランス カンパニー

(必ずお読みください。△印を記載した項目はお客さまにとって特に重要な情報ですので、ご注意ください。ご質問・ご相談などのお問合せ先につきましては、最終ページにてご確認ください。)

### 契約概要のご説明

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえで申し込みください。

またこの説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険の約款、ご契約のしおりまたはパンフレットにてご確認ください。ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

### 1. 商品の仕組み

この商品は、海外旅行保険の旅行行程中(注1)に被保険者(保険の対象となる方、以下「被保険者」といいます。)(注2)がケガをしたときや病気になったときなどを主に補償する保険です。各補償内容など詳細につきましては「2. 保障(補償)内容」にてご確認ください。

主な補償項目	ケガによる		病気による		
	死亡	後遺障害	入院通院	入院通院	死亡
傷害死亡	○	×	×	×	×
傷害後遺障害	×	○	×	×	×
治療・救済費用	×	×	○	○	×
疾病死亡	×	×	×	×	○

○: 補償対象です。  
×: 補償対象ではありません。

(注1)「旅行行程中」とは、保険証券(契約証)記載の被保険者がご契約の海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまでをいいます。なお、保険期間(保険のご契約期間、以下「保険期間」といいます。)(注2)が旅行期間と異なる場合、「旅行行程中」を「保険期間と旅行期間が重なる間」と読みかえます。

(注2)ファミリープラン(家族旅行特約セット)の場合、保険契約申込書の被保険者欄に記載されている方(以下「本人」といいます。))以外に被保険者としてできる家族の範囲は、本人と一緒に旅行される方で申込書に記載の以下の方に限ります。

- ①本人の配偶者(新婚旅行後に婚姻の届出を行う方を含みます。)
- ②本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

△<「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」【保険期間31日までの契約に限る】に関するご注意>

この保険には、保険期間が31日までの契約で、治療・救済費用、疾病治療費用または救済費用がセットされている場合に、「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」がセットされています。

この特約では、「ご旅行前の病気に対する応急治療」を所定の金額を限度に補償します。また、この特約がセットされる保険契約の保険期間は、延長分も含め最長31日までです。31日超の保険期間に延長する場合、31日を超える期間については、この特約はセットされません。なお、保険期間終了前にお手続きを完了されませんと保険期間の延長はできませんのでご注意ください。

- ①医師の処置、処方または健康上の理由により、旅行中も継続して処置、処方または治療することを予定されていた透析、インスリン注射、その他の薬剤などの費用などについては、保険金をお支払いできません。
- ②海外旅行開始前より渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配を含みます。))などについては、保険金をお支払いできません。
- ③旅行行程終了後の治療費用、救済費用については、保険金をお支払いできません。

△<「緊急歯科治療費用補償特約」【保険期間31日までの契約に限る】に関するご注意>

保険期間31日までのご契約で「緊急歯科治療費用補償特約」がセットされているご契約の場合、「保険期間中の急激な発症・悪化による緊急歯科治療」を保険期間内で、10万円を限度に補償します。また、この特約がセットされる保険契約の保険期間は、延長分も含め最長31日までです。31日超の保険期間に延長する場合、31日を超える期間に

ついては、この特約はセットされません。なお、保険期間終了前にお手続きを完了されませんと保険期間の延長はできませんのでご注意ください。

- ①緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。
- ②緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供を含む治療、定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予定・予測されていた治療などに要した費用については保険金をお支払いできません。  
※延長手続きについては「その他のご注意」の「2.ご契約後にご注意いただきたいこと」にてご確認ください。

### 2. 保障(補償)内容

保険金をお支払いする主な場合・お支払いできない主な場合を記載しています。ご契約される保険の種類やセットされる特約により保障(補償)内容が異なりますので、詳細につきましては、保険の約款、ご契約のしおりまたはパンフレットにてご確認ください。

#### (1) 保険金をお支払いする主な場合とお支払いする保険金

①傷害死亡	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときに、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでにお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合には、傷害死亡保険金額からすでにお支払いした金額を差し引いた残額をお支払いします。	
②傷害後遺障害	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じたときに、後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。(ただし、保険期間を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。)	
③治療・救済費用	ア. 傷害治療費用部分	(注1) 保険期間が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」(妊娠初期の異常(妊娠満22週以後の発生は除く)により医師の治療を開始した場合をお支払いの対象とします。)がセットされます。
	イ. 疾病治療費用部分	(注2) 疾病に関する応急治療・救済費用補償特約に関して、治療・救済費用の保険金額が300万円以上の場合は支払限度額が300万円となります。
	ウ. 救済費用部分	(注3) 「救済費用等追加補償特約」がセットされます。

③治療・救援費用	ウ. 救援費用部分 d. 被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは発病した病気(旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限り。ただし、保険期間が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。)が原因で継続して3日以上入院したとき(ファミリープラン(家族旅行特約セット)の場合、一部の費用については入院日数にかかわらず支払対象となるものがあります。) e. 搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難したとき、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できないとき、または捜索・救助活動が必要なとき f. 誘拐または行方不明になったとき(救援者費用等追加補償特約)	
④疾病に関する応急治療・救援費用	「1.商品の仕組み」の(「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」【保険期間31日までの契約に限る】)に関するご注意)にてご確認ください。	
⑤緊急歯科治療費用	「1.商品の仕組み」の(「緊急歯科治療費用補償特約」【保険期間31日までの契約に限る】)に関するご注意)にてご確認ください。	
⑥傷害治療費用	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けたとき、治療費用などのうち被保険者が実際に支出した金額で社会通念上妥当な金額を1回のケガにつき傷害治療費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限り。また、	
⑦疾病治療費用	「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気」(※)により、旅行中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したとき、または、旅行行程中に感染した特定の感染症が原因で、旅行行程終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始したときに、治療費用などのうち被保険者が実際に支出した金額で社会通念上妥当な金額を1回の病気につき疾病治療費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、治療開始日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限り。また、(※)その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。ただし、保険期間(保険のご契約期間)が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。	(注1) 保険期間が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」(妊娠初期の異常(妊娠満22週以後の発生は除く)により医師の治療を開始した場合をお支払いの対象とします。)がセッされます。(注2) 疾病に関する応急治療・救援費用補償特約に関して、疾病治療費用の保険金額が300万円以上の場合は支払限度額が300万円となります。
⑧救援者費用	旅行行程中に被保険者が次のいずれかに該当した場合、保険契約者、被保険者またはその親族の方が実際に支出した救援費用などをお支払いします。ただし、保険期間を通じて救援者費用等保険金額がお支払いの限度となります。 a. 被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき b. 病気または妊娠、出産、早産、流産を直接の原因として死亡したとき c. 発病した病気により、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡したとき(旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限り。また、) d. 被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは発病した病気(旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限り。ただし、保険期間(保険のご契約期間)が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。)が原因で継続して3日以上入院したとき e. 搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難したとき、	(注1) 保険期間が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」(妊娠初期の異常(妊娠満22週以後の発生は除く)により医師の治療を開始した場合をお支払いの対象とします。)がセッされます。(注2) 疾病に関する応急治療・救援費用補償特約に関して、救援者費用の保険金額が300万円以上の場合は支払限度額

⑧救援者費用	急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できないとき、または捜索・救助活動が必要なとき f. 誘拐または行方不明になったとき(救援者費用等追加補償特約)	が300万円となります。(注3)「救援者費用等追加補償特約」がセッされます。
⑨疾病死亡	旅行行程中に被保険者が次のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 a. 病気により死亡したとき b. 「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気」(※)により、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡したとき(旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限り。また、) c. 旅行行程中に感染した特定の感染症が原因で、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡したとき(※)その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。	
⑩個人賠償責任	旅行行程中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物(※)を壊したりして損害をあたえ、法律上の賠償責任を負ったときに、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金などをお支払いします。(※)契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品を含みます。	(注1) 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。(注2) 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬などに対しても保険金をお支払いできる場合があります。(注3) 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。
⑪携行品	旅行行程中に偶然な事故によって携行品(※)に損害が生じたときに、携行品1つ(1点、1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券などの場合は事故後に支出した費用で合計5万円限度)を限度とし、損害額をお支払いします。お支払いする保険金の総額は、携行品損害保険金額をもって保険期間中の限度とします。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円(ファミリープラン(家族旅行特約セット)の場合は60万円)を保険期間中の限度とします。(※)携行品とは、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類などの身の回り品をいいます。ただし、現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用するもの、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内)の物、別送品などは含まれません。	(注) 損害額とは、修理費または購入費から減価償却した金額のいずれか低い方をいいます。
⑫航空機寄託手荷物遅延	旅行行程中に携行する身の回り品で航空機(定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限り。また、)の搭乗時に航空会社に運搬を委託した手荷物(※)が、航空機が目的地に到着後6時間以内にその目的地に運搬されなかったときに、1回の事故につき10万円を限度として、航空機到着後96時間以内に被保険者が目的地において負担した①衣類購入費②生活必需品購入費③身の回り品購入費をお支払いします。※「購入」にはレンタル費用も含まれます。	(注) 寄託手荷物が被保険者のもとに到着したとき以降に左記①～③を購入した費用は除きます。
⑬航空機遅延費用	旅行行程中に次のいずれかに該当したときに、被保険者が支出した費用(注)を1回の事故につき2万円を限度にお支払いします。 a. 搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延、欠航・運休、もしくは航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能が生じ、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。 b. 搭乗していた航空機の着陸地変更により、着陸時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。 c. 搭乗した航空機の遅延などにより、乗継予定航空機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。	(注) ホテル客室料、食事代、ホテルなどへの移動に要するタクシー代などの交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用、国際電話料など通信費、目的地における旅行サービスの取消料などをいいます。

## ⚠️ (2) 保険金をお支払いできない主な場合

① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失（「個人賠償責任」については「故意」のみ）
② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
③ 被保険者による自動車などの無資格運転、酒酔い運転中の事故
④ 戦争、革命などの事変
⑤ 放射線照射、放射能汚染
⑥ 頸部症候群（むちうち症）、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
⑦ 旅行出発前の既往症または持病による治療費など （ただし、保険期間（保険のご契約期間）が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。）
⑧ カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療
⑨ 職務遂行に関する、または自動車（※1）、船（※2）、航空機、銃器（※3）の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 （※1）レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービルなどはお支払いの対象となります。 （※2）ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 （※3）空気銃はお支払いの対象となります。
⑩ サーフィン・ウィンドサーフィンなどの運動を行うための用具、現金、小切手、プリペイドカード、商品券、クレジットカードやコンタクトレンズなどの携行品損害
⑪ 紛失や置き忘れの場合の携行品損害
⑫ 事故が生じたときまたは弊社が保険金を支払うべきときに、保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者がテロリストなどに該当するとき （注）テロリストなどとは、米国財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control）が制裁対象としてリスト（ <a href="http://www.treas.gov/offices/enforcement/ofac/sdn/t11sdn.pdf">http://www.treas.gov/offices/enforcement/ofac/sdn/t11sdn.pdf</a> ）に掲載している、テロリスト、テロリスト組織に属する者、麻薬密売人または核兵器、化学兵器、生物兵器を製造もしくは拡散する者などをいいます。
⑬ 弊社が告知を求めた渡航先において生じた事故であるとき。保険契約を結ぶ際にその渡航先への渡航の予定がなかった場合など、いかなる場合においても、同様となります。
…など

## 3. セットできる主な特約およびその概要

この保険にセットできる特約をご用意しています。詳細につきましては、保険の約款、ご契約のしおりまたはパンフレットにてご確認ください。

### 4. 保険期間

保険期間は、海外旅行のために住居を出発してから住居に帰られるまでの「旅行期間」にあわせて設定してください。（なお、保険期間内でも、住居に帰られた時に保険は終了します。）実際にご契約いただくお客様の保険期間につきましては、申込書にてご確認ください。なお、満期日の管理とご継続の手続きは、保険契約者ご自身で行っていただくことが原則となりますので、ご注意ください。

### 5. 引受条件（保険金額など）

- (1) ご加入プランをお選びいただく際には、必要な補償額に見合った無理のないプランをお選びください。既にこの保険と同一の補償内容を提供する他の保険契約などをお持ちの方は、両方の保険金額を合計してご勘案ください。（年齢、健康状態、お仕事内容、保険金額の自社他社合算の合計額、渡航先（注）、旅行目的、その他の事由からご希望のプランのお引受けができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。）  
（注）「キューバ」が渡航先に含まれる場合にはお引受けできませんので、あらかじめご了承ください。

- (2) 保険契約者と被保険者が異なる場合で、被保険者の同意の署名が無い場合、または被保険者が旅行出発日時時点で満15才未満の場合は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、1,000万円を上限とさせていただきます。

## 6. 保険料

保険料は、ご契約金額、保険期間、ご年齢などによって決定されます。また、実際にお客さまに払い込みいただく保険料につきましては、申込書に記載されたものになりますので必ずご確認ください。

## 7. 保険料の払込み

保険料はご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込みください。保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払となります。

## 8. 満期返れい金および配当金

「海外旅行保険」には、満期返れい金および契約者配当金はありません。

## ⚠️ 9. 解約時の返還保険料の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。  
なお、解約に際しては、解約時の条件により、ご契約の保険期間のうち、残っている保険期間の保険料を解約時の返還保険料としてお支払いする場合があります。  
なお、ご契約者から書面による通知をいただいた日を、解約日とします。  
計算式：（返還保険料）＝（契約時払込保険料）－（原保険期間開始日から解約日までの保険期間に相当する保険料）  
\*ただし、保険期間31日超のご契約を保険始期から31日以内の解約日にて解約する場合は、上記とは別の計算方法にて算出します。その際は取扱代理店または弊社にご確認ください。

## 注意喚起情報のご説明

この「注意喚起情報」は、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえでお申し込みください。  
また、この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

## 1. クーリングオフ（ご契約申込みの撤回）

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約の申込後であってもお申込みの撤回またはご契約の解除（クーリングオフ）を行うことができます。  
なお、保険期間が1年以下のご契約、法人または法人でない社団・財団などが締結されたご契約などはクーリングオフはできませんので、ご注意ください。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。  
また、海外旅行保険・ご契約のしおり（保険小冊子）内に記載のクーリングオフについての説明をご参照ください。

## ⚠️ 2. 告知義務および通知義務など

### (1) 告知義務

- ① ご契約者や被保険者には、保険契約の締結に際し、保険会社が契約上重要として回答を求めた事項（告知事項）に対し、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。  
ア. ご契約のお申込みにあたっては、年齢、旅行先、現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態、他の傷害保険契約、過去における保険金請求・受領の有無、旅行行程中の職作業または危険な運動の有無などの告知事項について書面でおたずねし、これらの内容に基づいてご契約をお引き受けできるかどうか判断させていただいております。  
イ. 他のご契約者との公平性を保つため、健康状態やお仕事の内容などによっては、新規・継続にかかわらず、ご契約をお断りさせていただくことがあります。  
ウ. 他の傷害保険契約については、「多重契約による保険金詐欺防止」のためにおたずねするものです。  
（注）ここでいう「他の傷害保険」とは、他の海外旅行保険、普通傷害保険、グループ傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立普通傷害保険、積立家族傷害保険、積立

ファミリー交通傷害保険、ライフスタイル傷害保険、積立女性保険などの傷害保険および同一の補償内容を提供する共済をいいます。

- ②故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には「告知義務違反」としてご契約を解除させていただくことがあります。また、保険金などをお支払いできないことがあります。
  - ③上記告知につきましては、取扱代理店または弊社にご連絡ください(弊社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しており、告知の受領権も有しています。)
- (2)通知義務<保険契約の締結後に、弊社が告知を求めた事項に変更が生じた場合にご連絡いただく義務>  
ご契約後、被保険者(保険の対象となる方)が保険期間中に行う職務を変更されるときは、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。また、下記のような職務に変更となる場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。  
・プロボクサー、プロレスラー、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高い職務

### 3. 責任開始日

- (1)保険責任は保険証券(契約証)に記載された保険期間の初日の午前0時以降で、海外旅行の目的をもって住居を出発してから開始します。
- (2)保険料はご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込みください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気などに対しては保険金をお支払いできません。

### 4. 保険金をお支払いできない主な場合(免責事由)

保険金をお支払いできない主な場合については、前記の『契約概要のご説明』[2.保障(補償)内容(2)保険金をお支払いできない主な場合]にてご確認ください。この内容は、契約をお引き受けさせていただく際に大変重要な事項になりますので、充分にご確認ください。

### 5. 保険料の払込猶予期間など

保険料はご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込みください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気などに対しては保険金をお支払いできません。

### 6. 解約時の返還保険料

解約時の返還保険料の有無などについては、前記の『契約概要のご説明』[9.解約時の返還保険料の有無]にてご確認ください。

### 7. 保険会社破綻時の取扱い

- (1)保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金の支払いや返還保険料などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- (2)損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象種目であり、保険金、返還保険料などは原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。  
なお、損害保険会社が破産手続開始の決定を受けた場合でも、その決定を受けた日から3か月までは、保険契約を解約することができます。

### 8. 個人情報の取扱い

- (1)個人情報の利用目的  
弊社はこのご契約に関する個人情報を以下の目的のために利用します。
  - ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
  - ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
  - ③弊社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
  - ④その他保険に関連する業務
- (2)個人情報の提供  
あらかじめご本人が同意されている場合のほか、次の場合にご本人の個人情報を外部に提供することがあります。
  - ①利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含みます。)へ委託する場合
  - ②ご本人または公共の利益のため必要であると考えられる場合

- ③再保険(再々保険以降の出再を含みます。)のため、再保険を取り扱う他の会社に提供する場合
  - ④ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
  - ⑤事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社などの間で確認する場合(同一の損害または費用に対して他の保険契約などがあり、損害保険会社などに求償するために確認する場合を含みます。)
  - ⑥保険金のお支払いのために必要な範囲において、保険事故の関係者(当事者、医療機関、修理業者など)に提供する場合
  - ⑦その他法令に根拠がある場合
- (3)個人情報の取扱いに関するお問合せ先  
AIU保険会社 お客様情報相談窓口:電話 0120-336-112(通話料無料)(受付時間:午前9時~午後5時 土・日・祝日・年末年始を除く)  
弊社の個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。  
(URL: <http://www.aiu.co.jp/>)

## その他のご注意

### 1. お申込みの際、ご注意いただきたいこと

- (1)保険契約申込書に「ご記名・ご捺印」または「ご署名」をされる前に、再度申込書の記載事項をご確認ください。保険契約申込書に記載されていることに間違いはありません。
  - ①知っている事実を記入されなかったり、または事実と異なることを記入されていませんか。
  - ②死亡保険金受取人を指定し、他人を被保険者とする契約を結ぶときは、必ず被保険者の同意を得てください。同意を得ないで他人を被保険者とする保険契約を結んだときは、保険契約は無効となります。ただし、死亡保険金受取人が被保険者の法定相続人である場合を除きます。
- (2)保険料は、ご契約と同時に払い込みください。  
保険契約では、保険会社(代理店)が保険料を領収してはじめて保険金お支払いの責任を負うことになっていますので、保険料は必ずご契約と同時に払い込みください。
- (3)保険金額(傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、治療・救済費用保険金額、傷害治療費用保険金額、疾病治療費用保険金額、疾病死亡保険金額などのご契約金額)の設定についてご注意ください。  
ご契約の際、保険金額を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- (4)被保険者の年齢や告知内容により、前年度と同じ条件でご契約を継続できない場合があります。
- (5)ピッケルなどの登山用具を使用する登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険なスポーツを行う場合または危険な職業に従事する場合は原則としてお引き受けできません。お引き受けできる場合でも割増保険料が必要です。割増保険料を払い込みいただいていない場合は保険金が削減される場合があります。
- (6)申し込み時に日本国外で永住権を持って居住している方は、保険のお引受けはできません。また、申し込み時に既に海外へ渡航されている方や、海外からの申込みの場合も、保険のお引受けはできません。
- (7)ご契約者と被保険者が異なる場合は、保険の約款およびこの説明書の内容を被保険者にご説明ください。

### 2. ご契約後にご注意いただきたいこと

- (1)保険証券(契約証)の保管  
保険証券(契約証)は、保険契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券(契約証)の表示内容および添付されている保険約款などをご確認のうえ、大切に保管してください。
- (2)保険契約者の住所変更  
ご契約後、保険契約者が住所または通知先を変更したときは、ただちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。重要なお知らせがお届けできない場合がありますので、ご協力をお願いします。
- (3)旅行日程の変更の場合の保険期間延長手続きについて  
ご旅行中に、旅行日程の変更などで保険期間の延長をご希望の場合には、満期前に被保険者本人の委任を受けた日本における代理の方(ご家族・知人など)を介して、ご契約された取扱代理店または弊社にてお申し込みください。満期後にご本人様が海外に滞在したままでは、延長のお手続きができませんのでご注意ください。また、ご契約の内容などによっては保険期間の延長のお申出をお受けできないことがあります。
- (4)被保険者からの解約請求  
被保険者をご契約者以外である契約について、被保険者となることに同意していなかったなどの場合は、ご契約

者に対してこの被保険者の部分に限り保険契約の解除を求めることができます。詳細については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、ご契約者から被保険者全員にお知らせください。

### (5) 重大事由による解除

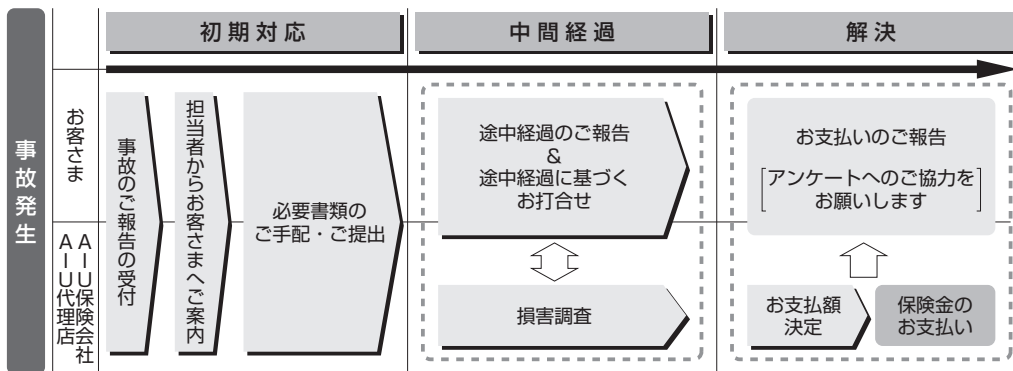
保険金を受け取る目的で事故を起こす、詐欺行為を行うなど、契約を継続することが困難と判断せざるを得なくなった場合は、この契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。なお、これらの理由で発生した損害に対しては保険金はお支払いできません。

### (6) その他

- ①ご契約の約款は日本国の法律に準拠します。
- ②ご契約について係争が生じた場合は、日本国内における裁判所に提起するものとします。

## 3. 事故が起きた場合

(1) 保険金のお支払いの流れ(事故の内容や状況などによっては、異なった流れとなる場合もあります。)



### (2) 事故のご連絡

万一、事故が起きた場合には、ただちに取扱代理店または弊社事故受付センターなどにご連絡いただき、その後の処理についてご相談ください。なお、その損害が拡大しないように適切な処置を行ってください。また、被害者との間で賠償額を決定(示談)される場合には、必ず事前にご連絡ください。正当な理由がなくご通知がない場合、それによって弊社が被った損害の額などを差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

### (3) 弊社に相談いただきたいこと

損害賠償責任を補償する保険金(特約)に関する事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を被害者に対して承認しようとするときには、必ず事前に弊社へご通知いただき承認を得てください。その際に、弊社には、被害者との示談、調停などの法律行為を行うことはできませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償金額の全部または一部を承認された場合には、保険金を削減してお支払いすることがあります。

### (4) 保険金のご請求とお支払いについて

- ①保険金のご請求に必要な主な書類は次のとおりです。(お支払する保険金の種類や事故の内容または損害の額などにより異なります。また、保険金のご請求内容により、ご提出いただく書類の一部の省略が可能な場合があります。詳細については、事故のご報告をいただいた後にご案内させていただきます。)
  - なお、弊社が行う調査へのご協力をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 海外旅行保険保険金請求書類

		保険金の請求に必要な書類
各 保 険 金 共 通	保険金の請求書など	海外旅行保険 保険金請求書兼同意書(海外旅行保険・ご契約のしおり(保険小冊子)に封入されています。弊社ウェブサイトからもダウンロードいただけます。) 保険証券(契約証) 印鑑証明書(保険金受取人、相続人、代理人など) パスポート(写し) 被保険者の渡航期間・渡航国・渡航目的などを確認できる契約者備付の帳簿 医療情報、個人情報にかかわる調査の同意書 …など
	事故の発生状況や、保険金のお支払いの対象となる事故であることなどを確認する書類	事故の種類や発生場所ごとに、公の機関(やむを得ない場合は第三者)の発行する証明書(交通事故証明書、盗難・焼失など公的機関が発行する証明書、遅延/欠航証明書など) 免許証などの資格証明書 …など
	保険金請求者が被保険者であることを証明する書類	住民票、健康保険証、戸籍謄本 など
	法定相続人を確認する書類	法定相続権者からの委任状、戸籍謄本、印鑑証明書 など
	保険金の代理請求を確認する書類	代理請求者の資格確認書類(戸籍謄本、印鑑証明書 など)
死亡を確認する書類	死亡診断書または死体検案書、被保険者の戸籍謄本 など	
後遺障害の程度を確認する書類	後遺障害診断書、検査資料(画像・病理等の臨床検査記録) など	
治療費用・投薬等の金額および入院・通院などの状況・診療内容を確認する書類	診断書、診療報酬明細書、治療費用・処方箋代や薬代等の領収書/レシート など	
賠償責任補償に関する確認書類	修理見積書、被害品のリスト、損傷個所の写真 損害品を購入(取得)したときの領収書、保証書、死亡診断書または死体検案書 診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書 検査資料(レントゲン、CT、MRIなどの画像・病理等の臨床検査記録) 治療費用・処方箋代や薬代等の領収書/レシート 戸籍謄本、法定相続権者からの委任状、代理請求者の資格確認書類(戸籍謄本、印鑑証明書 など) 源泉徴収票、確定申告書など逸失利益の算定の基礎となる収入の額や休業損害の額を算定するために必要な書類 通院交通費等の領収書など、損害を確認する書類 示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを確認する書類 賃貸業者からの賃貸契約書または賃貸契約領収書 …など	
携行品や留守宅の家財などの損害および損害の額を確認する書類	被害品のリスト 修理見積書、損傷個所の写真 修理不能証明書(修理業者発行)(修理が不可能な場合) 損害品を購入(取得)したときの領収書、保証書、取扱説明書 被害が生じた物の所有を確認できる書類 …など	
航空機や寄託手荷物の遅延によって生じた費用の確認書類	ホテル等客室料、食事代、交通費および国際電話料等の通信費などの領収書 旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用の領収書 寄託手荷物である下着、寝間着等必要不可欠な衣類の購入または貸与を受けた	

	ときの費用の領収書 寄託手荷物である洗面用具、かみそり、くし等の生活必需品の購入または貸与を受けたときの費用の領収書 購入した衣類や生活必需品を持ち運ぶためのかばん等、やむを得ず必要となった身の回り品を購入し、または貸与を受けた場合の費用の領収書 …など
救援者費用の確認書類	捜索救助費用の領収書や支払証明 航空運賃等交通費、救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃の領収書 宿泊施設の客室料、現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料の領収書 遺体輸送費用または転院などのための移転費 死亡した被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用の領収書 諸雑費、救援者の渡航手続費ならびに救援者または被保険者が現地において支出した交通費、被保険者の入院もしくは救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費等の領収書 旅券印紙代、査証料、予防接種料等の領収書 …など

- ②包括契約の場合、「被保険者の渡航期間・渡航国・渡航目的などを確認できる契約者備付の帳簿」など弊社が支払うべき保険金を算出するための書類の閲覧や写しの提示をいただく場合があります。
- ③弊社が求めた書類に必要事項をご記入の上ご提出いただいた日を、請求完了日とします。弊社は、原則として請求完了日からその日を含めて30日以内に、保険金お支払いに必要な確認を終え、保険金をお支払いします。保険金をお支払いできる場合は、保険金請求に必要な書類が弊社に到着した日から30日以内にお支払いします。ただし、次の場合は、30日を超える場合があります。
- ア.医療機関などの専門的な判断、後遺障害の認定、公的機関の調査結果など、外部の判断が必要な場合  
 イ.保険金のお支払いに必要な調査に対し、妨害などがあった場合
- ④個人賠償責任においては、被害者(事故の相手方)に先取特権(被保険者に他の債権者がいる場合であっても、被害者が保険金から優先的に賠償金の支払いを受けられる権利)があります。
- ⑤他に同様の補償をする保険がある場合のお支払方法  
 他に同一の事故に対して補償を受けられる保険(共済を含みます。)がある場合でも、弊社は独立して保険金をお支払いします。ただし、他の保険により保険金が支払われるときは、その金額を損害額から差し引いて保険金をお支払いします。(万一、他の保険契約および弊社より重複して同一の補償を受けた場合には、弊社が支払った保険金を返還していただくことがあります。)
- (5)保険金ご請求の期限(時効)  
 保険金をご請求いただける期間は、保険の約款に定める保険金の請求権が発生したときから3年間(保険法施行日前の事故については2年間)となります。時効期間を超えた場合は、保険金をお支払いできなくなりますのでご注意ください。なお、ご契約の継続にあたっては、保険金の請求に漏れがないかご確認ください。

#### 4. 共同保険契約

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

### お問合せ先

<b>1. 保険に関するお問合せ・ご相談・苦情</b>	
○この重要事項説明書もしくは保険証券記載の取扱代理店または弊社営業部支店の電話番号までご連絡ください。 ○また、本店へお電話いただく際は右記までご連絡ください。	<b>AIU 保険会社 本店</b> 電話 0120-75-7151 (通話料無料) (受付時間:午前9時～午後5時 土・日・祝日・年末年始を除く)
<b>2. 事故のご報告・保険金のご請求</b>	
この重要事項説明書もしくは保険証券記載の取扱代理店、または右記AIU事故受付センターまでご連絡ください。 (注)事故以外の各種お問合せは上記1.へお願いします。	<b>AIU 事故受付専用ダイヤル</b> 電話 0120-04-1799 (通話料無料) (受付時間:24時間365日)

<b>3. 弊社の契約する指定紛争解決機関</b>	
弊社との間で問題を解決できない場合には、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンに解決の申立てを行うことができます。詳細は右記ホームページをご覧ください。	<b>保険オンブズマン</b> 電話:03-5425-7963 (受付時間:午前9時～12時、午後1時～5時 土・日・祝日・年末年始等を除く) ホームページ: <a href="http://www.hoken-ombs.or.jp">http://www.hoken-ombs.or.jp</a>

IP電話をご利用の場合、IP電話の設定により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。

<b>取扱代理店</b>	
ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。 2010年9月1日以降補償開始契約用	

## 海外旅行保険 ご契約内容確認事項 (意向確認事項)

本書面は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただくために、ご提案しました保険商品がご契約者のご希望に合致した内容であること、ご契約をする上で特に重要な事項の欄に正しくご記入されていることを確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認ください。確認後のご提出は不要ですが、念のためお手元に保管ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、取扱代理店または取扱者までお問い合わせください。

### ご契約者にご確認いただく欄

- (1) 保険商品が以下の点でご契約者のご希望に合致した内容になっていることをご確認ください。
- ご希望に合致していない場合は、取扱代理店または取扱者までお申し出ください。
- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
    - ※お支払事由の詳細については重要事項説明書、パンフレットなどにてご確認ください。
  - 保険金額(ご契約金額)
  - 保険期間(保険のご契約期間。旅行期間に合わせて設定ください。)
  - 保険料
- (2) 申込書の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は申込書の訂正が必要になりますので、取扱代理店または取扱者までお申し出ください。
- 申込書の告知事項「他の保険契約の告知欄」は正しくご記入いただいていますか?
  - 被保険者(保険の対象となる方)の範囲についてご確認されましたか?(家族旅行特約セットの場合)
  - 旅行中に従事する職務がある場合、取扱代理店または取扱者にお申し出いただきましたか?
  - 旅行中に危険な運動を行う場合、取扱代理店または取扱者にお申し出いただきましたか?